

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association
Construction
Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



魅力発信事業

[平成27年11月30日(月) 9:00~/12月7日(月) 13:30~]

高鍋農業高等学校 農業科 3年 16名

[平成28年1月22日(金) 11:00~12:30]

高鍋農業高等学校 園芸科学・畜産科学・食品科学 1年 98名

2016.

07

JULY

No.501

目次 CONTENTS

●平成28年7月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（6月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成28年度第3回常務理事会を開催	3
2. 第3回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会	5
3. 九州地方整備局と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	7
4. 宮崎県建設業協会青年部連合会平成28年度通常総会を開催	9
5. 平成28年度優秀施工者宮崎県知事表彰 県知事より表彰される	10
●雇用改善コーナー	
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱いについて	11
2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	12
3. 公正な募集・採用のため自社の採用基準や選考方法を確認しましょう	14
●技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	15
2. 平成28年度1級土木施工管理技術検定実地試験準備講習会のご案内	15
3. 「JCM特別セミナー」のお知らせ	16
●建退共	
1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（現場シール）について	17
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）	17
●建災防	
1. 建設労働者確保育成助成金のお知らせ	18
2. 第53回全国建設業労働災害防止大会について	20
●火薬協会	
1. 平成27年度産業火薬類の消費中事故原因について	21
2. 火薬類関連事業所に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	22
3. 講習会の日程について	22
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）	23
2. 中間前払金制度のご案内	24
●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
育英奨学金前期分25,242,000円、208名に給付!!	25

平成 28 年 7 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金		宮崎労働局長安全衛生表彰式 熱中症予防指導員研修（清武）	
2	土			
3	日			
4	月	足立としゆき個人演説会 2級建設業経理士「受験準備講座」（宮崎 6日まで）		
5	火	今後の入札で必要とされる技術員セミナー （小林）	建築物等の鉄骨の組立て等作業主 任者技能講習（清武 6日まで）	
6	水	九州建設青年会議通常総会・意見交換会（福岡） 今後の入札で必要とされる技術員セミナー （西都）		
7	木			
8	金		小型車両系建設機械（整地・運搬・ 積み込み用及び掘削用） 運転の業務に係る特別教育（清武 9日まで）	
9	土			
10	日			
11	月	県協会常務理事会・県との意見交換会		
12	火		足場の組立て等の業務に係る特別 教育（延岡）	
13	水	土木広報WG（福岡） 二級土木学科講習（15日まで） 県業者研修会（都城）	自由研削砥石の取替え等の業務に 係る特別教育（延岡）	
14	木			
15	金		ローラー運転業務特別教育（延岡 16日まで）	
16	土			
17	日			
18	月	海の日	海の日	海の日
19	火	農業土木委員会・意見交換会	足場の組立て等作業主任者技能講 習（延岡 20日まで）	
20	水	自民党要望ヒアリング 県業者研修会（宮崎）	足場の点検実務者研修（清武）	
21	木	県業者研修会（延岡）	ダイオキシン類作業従事者安全衛 生特別教育（清武）	
22	金	県業者研修会（西臼杵）	高所作業車運転技能講習（清武 23日まで）	
23	土			
24	日			
25	月	国土交通委員会・宮崎河川国道事務所との 意見交換会		火薬関係受験準備講習 会（26日まで）
26	火	県業者研修会（小林）	地山の掘削及び土止め支保工作業 主任者技能講習（延岡 28日まで）	
27	水	県業者研修会（西都・高鍋） 九州土木施工管理技士会総会（福岡） 二級土木学科講習（29日まで）		
28	木	九州建設業土木委員会（福岡） 県業者研修会（日南・串間）		
29	金	九州建設業建築委員会（福岡） 県業者研修会（日向）	車両系建設機械（整地・運搬・積 込み用及び掘削用）運転技能講習 （清武 30日まで）	
30	土			
31	日			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（6月分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
テレビCMサイト、協会イメージキャラクターダウンロードサイト更新いたしました	宮 崎 県 建 設 業 協 会	

会員の異動状況

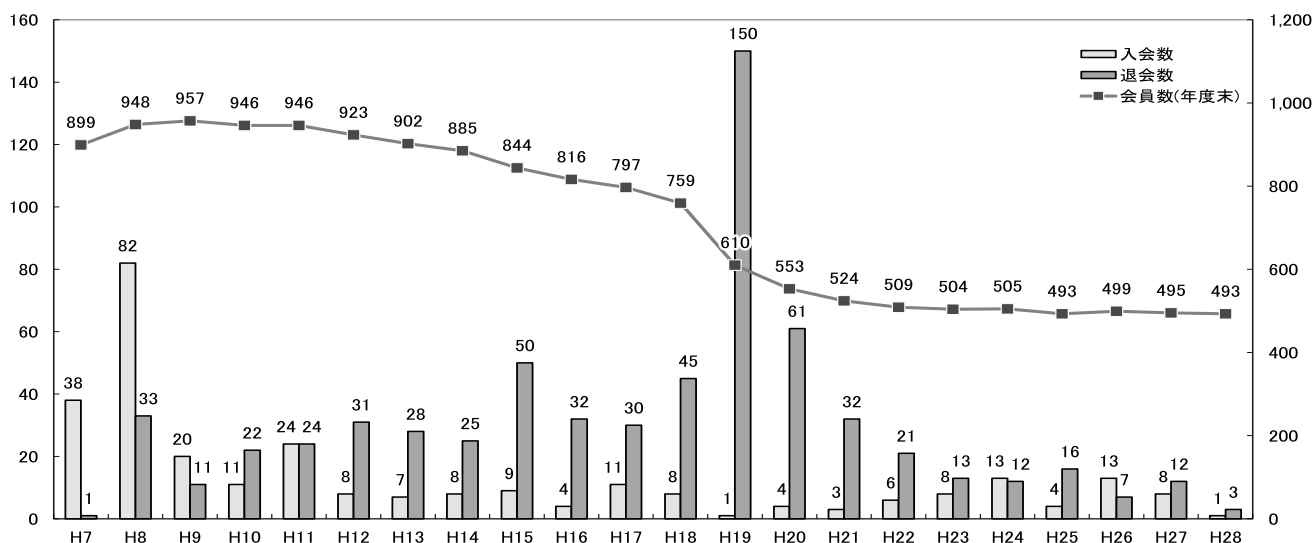
28年度【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(有) ひ な た	商 号	(有) 本 道 建 設	(有) ひ な た
		所 在 地	〒880-0834 宮崎市新別府町江口885番地3	〒880-0022 宮崎市大橋2丁目8番地1
		電話番号	0985-22-7219	0985-73-6638
		FAX番号	0985-29-5075	0985-73-6638
都 城	(株) 財 部 組	代 表 者	川 畑 弘 志	財 部 千 鶴 子
	日 興 建 設 (株)	代 表 者	木 脇 義 紹	木 脇 大 元
日 向	(株) 甲 斐 建 設	代 表 者	甲 斐 裕	甲 斐 俊 一
延 岡	大 洋 建 設 (株)	所 在 地	〒880-0802 延岡市野地町4丁目3528番地1	〒880-0024 延岡市大武町1323番地204

【退 会】

地 区 名	会 社 名	代表者名
都 城	(株) 横 山 建 設	横 山 一 郎
延 岡	(有) 斉 藤 建 設	川 野 泰 子

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	3
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	493

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H28はH28.6.22現在

宮崎県建設業協会

1. 平成28年度第3回常務理事会を開催

平成28年6月23日（木）午後1時、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「参議院議員選挙が告示されて、足立としゆき氏の出陣式に出席した。地方創生の時代にあって、今回の選挙は、我々の意志を示す良い機会である。宮崎では南海トラフの対策など課題が残っているので、一丸となって良い選挙結果を出したい。県との意見交換会では、上半期で8割発注という状況が見えてないことから、現況を詳しく聞きたい。色々な課題があるが、本日は建設産業の活性化に向けて、忌憚のない意見、議論をお願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第3回常務理事会

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料に基づき、意見交換会における県の出席者について報告した。坂元専務理事が資料に基づき、週休2日を踏まえた標準工期の検証、登録基幹技能者に係る総合評価の加算対象、総合評価に関する成績加算について要点を報告した。山崎会長が議場に諮ったところ、登録基幹技能者に係る総合評価の加算対象、総合評価に関する成績加算については、時期尚早として県に回答することで承認された。

議題2

平成29年度国・県に対する要望について

樫村事務局長が資料に基づき、要望書の提出期限が7月11日であることを報告。山崎会長が要望書の提出について常務理事より承認を得た。樫村事務局長が平成28年度の要望書を元に要望書を作成することを説明し、承認された。

議題3

改正品確法等の効果検証に係るアンケートについて

樫村事務局長が資料に基づき、昨年のアンケートの提出状況を報告し、昨年同様アンケート調査を行うことを報告し、承認された。

議題4

その他

(1) 7月4日開催の「足立としゆき」氏個人演説会について

樫村事務局長が資料に基づき、7月4日の出席予定者や当日の流れについて説明した。また、資料に基づき、選挙に係る周知内容について説明した。

(2) 「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

有馬コーディネーターが資料に基づき、候補事業所の募集期限が6月30日までであること、応募状況が見込事業所を含め12事業所であること、今後の予定について報告した。

(3) 「地域のまち医者プロジェクト」の今後の計画について

大谷総務課長が資料に基づき、プロジェクトの取り組み内容と利用ツールについて説明した。また、今後のスケジュールでは、会員業者への説明会を開催すること、8月末までに九州地方整備局及び県土整備部へ周知・披露することを説明し、承認された。

(4) 平成 28 年度テレビCM案について

大谷総務課長が資料に基づき、今年度のテレビCM展開について提案。榎村事務局長が資料に基づき、宮崎駅前ビジョンに係る放送計画について提案。どちらも承認される。

(5) 平成 28 年熊本地震資機材等保有状況調査結果について

大谷総務課長が資料に基づき、4月に九州地方整備局防災課より依頼のあった資機材等保有状況調査について結果報告した。

(6) 平成 28 年度大淀川クリーンアップについて

榎村事務局長が資料に基づき、7月10日に実施される大淀川クリーンアップについて説明した。

(7) 地元選出国會議員への要望活動日程について

榎村事務局長が地元選出国會議員への要望活動について日程調整していることを説明した。

(8) その他**・第 21 回東九州自動車道建設促進地方大会の開催について**

榎村事務局長が8月10日に開催される東九州自動車道建設促進地方大会のスケジュールについて説明した。

・道路パトロール支援サービスについて

菊池土木農林課長が資料に基づき、都北地区建設事業協同組合が実施している道路パトロール支援サービスについて説明した。

議題 5**8月常務理事会開催予定日について**

山崎会長が、8月8日（月）に開催することを提案し、承認された。

2. 第3回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会

平成28年6月23日（木）午後3時30分、宮崎県建設会館5階「会議室」において、檜村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：佐野部参事兼課長、高村課長補佐
 壱岐主幹、津田主幹、深谷副主幹
 外園主査

技術企画課：木下課長、石井課長補佐、迫主幹
 三橋主幹、浜川主幹、榎本主査

◇公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、田崎工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、堀之内・甲斐
 河野(宏) 副会長、後藤・小野
 河野(義)・河野(与)・藤元・河野(孝)
 興梠常務理事

事 務 局：坂元専務理事、檜村常務理事
 兼事務局長、大谷・菊池・一安課長

【山崎会長挨拶】

雨の影響で、熊本では大きな被害が出ている。地震災害に加えて、被災された方にお見舞い申し上げます。今年は台風がまだ発生していないが、大きな災害がいつ起こるか分からないため、対策に万全を期さないといけない。昨日参議院議員選挙が告示されたが、自らの意思を示す大事な選挙なのでしっかり対応していきたい。選挙終了後、上京し地元選出の国会議員にしっかり要望していきたい。

地域のまち医者プロジェクトを立ち上げており、8月末までに県土整備部様に向けて説明会を開催したい。

災害対応や連携もしっかりやっていきたいので、ご協力をお願いしたい。

【佐野管理課長挨拶】

宮崎県建設業協会の皆様に建設全般でのご協力に厚く御礼申し上げます。熊本では震災に追い打ちをかけるような水の被害が出ている。本県では大きな被害はないが、通行止めが10ヶ所あった。この対応にご協力いただき、感謝申し上げます。

県議会が6月22日に閉会した。予算関係では熊本地震により大きく落ち込んだ旅行需要の回復を図る目的で観光対策事業の予算議決があったが、県土整備部関係への予算は計上されなかった。県議会では、建設業に関する質問が50ほどあったが、その中身は、熊本震災に関連し防災、減災といった質問、技術者の就労関係の整備についての質問、公共事業予算の確保、早期発注、平準化対策といった質問などであった。

上半期8割発注という目標を掲げており、引き続き全力で取り組んで行きたい。

インフラ整備を加速するための予算確保に向けて、国への要望を検討しているところである。

梅雨の時期のため、大雨、洪水、土砂災害等の警報の発令が増えてくる。改めて現場における連携、協力をお願いしたい。

◆県からの情報提供について

木下技術企画課長及び甲斐工事検査課長から以下の事項に関し説明があった。

（1）週休2日を踏まえた標準工期の検証について

- ・資料に基づき、平成8年度に作成した標準工期の見直しを進めるため、工期の検証を行うことを説明した。
- ・対象工事は、平成27年度に完了した工事で、約1000件である。
- ・実態調査は7月中旬より始めて、9月末までに調査票を回収したい。その後、内容を検証して、来年度は新しい標準工期で対応したい。
- ・工事実態調査記入用紙への記入内容を説明した。

（2）基幹技能者の活用について

- ・今回議会で、基幹技能者の活用の質問があったため、ご意見を伺いたい。

- ・登録基幹技能者制度及び登録基幹技能者の現況について説明した。

(3) 国の工事成績の活用について

- ・今回議会で議題にあがった国の工事成績の活用についてご意見を伺いたい。
- ・県の実績がなく、国の工事成績しかない会社の工事成績を活用して良いか。

(4) 5月の意見交換会で出された意見についての回答

- ・施工体制チームから指導された2日間だけのクレーン運転への安全教育の参加における緩和については、月に半日以上安全訓練はタイミングが合わない作業員までは参加することは求めている。ただし、新規入場者教育やKY活動については、参加するようにということであった。
- ・橋梁補修への施策とアンカー工事の条件緩和については、もう少し検討時間をいただきたい。
- ・平成27年度の工事成績の評定結果について、平成27年度の環境森林部、農政水産部、県土整備部の平均点を伝え、点数に開きがなかったこと、平成26年度との比較では、平均点でマイナス2.4点であったことを報告した。評価方法対策として、2か月に1度専門員会議を行い情報の共有を行っていること、積極的な検査研修などを行っていることを報告した。

◆意見交換会

(1) 週休2日を踏まえた標準工期の検証について

本会→試行しながら実施してほしい。

(2) 基幹技能者の活用について

本会→宮崎県の基幹技能者の登録者数は約500名と非常に少ないため、時期尚早である。

(3) 国の工事成績の活用について

本会→国の工事成績の活用した場合、不利になる業者があることから、採用は難しい。

(4) その他

午後4時35分意見交換会を終了した。



県土整備部との第3回意見交換会

3. 九州地方整備局と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

平成 28 年 6 月 3 日（金）午後 1 時 30 分、宮崎観光ホテル東館 2 階「紅」において、樫村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇九州地方整備局

企画部：小平部長、加治技術調整管理官
黒岩技術開発調整官、竹下課長
長岡課長補佐、武富技術審査係長
三浦検査係、崎野課長補佐
田原施工係長
建政部：麓部長、長濱建設産業調整官
重松課長、奈木野課長補佐
森山建設業適正契約推進官
営繕部：西宮繕品質管理官
宮崎河川国道事務所：
鈴木所長、植田総括保全対策官
杉山工事品質管理官
延岡河川国道事務所：楠本所長
川内河川事務所：坂元所長

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、堀之内・甲斐
河野(宏) 副会長、後藤・小野
河野(義)・河野(与)・藤元・河野(孝)
興梠常務理事
事務局：坂元専務理事、樫村常務理事
兼事務局長、大谷・菊池・一安課長
有馬コーディネーター

【山崎会長挨拶】

ご出席いただいた九州地方整備局の方々にお礼を申し上げます。5 月 20 日の総会において役員等が変更になったため、新副会長 2 名及び新地区協会長 3 名について紹介を行う。4 月 14 日に起こった熊本地震において、亡くなられた方に対し冥福を祈るとともに一日も早い復興を願う。

平成 27 年度は労務費のアップ、経費の見直し、担い手三法のスタートの年となったが、宮崎県では、県市町村の工事の落ち込みが大きかったため、様々

な要望をさせていただいた。その結果、防災安全交付金、ゼロ国債やゼロ県債をつけてもらったことで、年度末ではマイナス 15%程度に落ち込み幅を縮小することができた。

安定的な工事量の確保、平準化発注、少子化高齢化による労働環境の改善や地域メンテナンス事業の改善、女性技術者等の活躍など様々な問題に取り組んでいきたい。本会が意義あるものになることをお願いしたい。

【小平部長挨拶】

熊本地震の緊急対応について、宮崎県の建設業界にお礼を申し上げる。熊本地震における阿蘇大橋や緑川の被害状況及び復旧内容について説明する。魅力のある産業になるように様々なことでお互いに連携して進めていきたい。建設業は、作るだけでなく、使ってもらうことも重要である。3 月に東九州自動車動が完成したが、これを多くの人に使ってもらって地域を活性化させていくことも大事である。宮崎県はその最先端を行ってもらいたい。本日は、有意義な会議となることを祈念して挨拶としたい。

◆議事内容

（1）平成 28 年熊本地震に関する九州地方整備局の活動状況

小平部長が「平成 28 年熊本地震に関する九州地方整備局の活動状況」を資料として、熊本地震での概要を説明する。地震発生時の初動体制では、14 日に災害対策本部を立ち上げ、石井国土交通大臣をはじめとした国土交通省本省とテレビ会議を実施。初期の自治体支援では、リエゾンや TEC-FORCE を派遣したこと、活動内容について説明する。河川関係の被災関係では、緑川等の被災状況及び被災箇所の応急対策について写真により説明する。その他、港湾関係、営繕関係の被災状況について説明する。

大谷課長が「宮崎県版地域のまち医者プロジェクト概要資料」により、システムの現状及び今後の実施内容について説明する。

(2) 意見交換会

a. 協会からのテーマ

加治技術調整管理官が、「九州地方整備局との意見交換会における意見・要望等（21 項目）」を資料として概要説明した上で、個別の事案を担当が回答する。常務理事会からは、女性作業員に係る加点对象の範囲の拡大の検討依頼がある。

b. 九州地方整備局からのテーマ

加治技術調整管理官が、「担い手の確保の取り組み」により説明する。また、建設業のイメージアップのための取り組みとして、活動状況や施工業者の取組み等を九州地方整備局のホームページに掲載していることを説明する。常務理事会からは、中山間地域の担い手の現状説明や週休 2 日モデルにおいて、現場管理費の加算についての検討依頼がある。

崎野課長補佐が i-Construction の取り組み、ICT 技術の全面的な活用について説明がある。また、九州地方整備局 i-Construction 推進の取組体制を説明した上で、3 月に開催した推進会議について報告する。

(3) 情報提供

① 道路災害啓開活動

楠本所長が 4 月 13 日に県北の 3 協会と推進協議会を立ち上げ、6 月末に実際の現場で、ドローンを使った現場と従来の現場とで効率性に係る見学会を行う予定であること、当会を継続して実施していく予定であることを説明する。

② 総合評価落札方式の評価見直し

黒岩技術開発調整官が総合評価落札方式のポイント、評価項目の見直しに係る 4 つの内容を説明する。

③ 工事事事故防止

竹下課長が平成 28 年度の事故発生状況については 14 件であること、交通事故に起因する事故が多いことを説明する。また、平成 27 年度における事故の特徴、死亡事故の事例、平成 28 年度工事事事故防止対策を説明する。

④ 営繕部より

西営繕部営繕品質管理官が資料により、「工事成績相互利用適用対象工事」の活用について、営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行



意見交換会

について、発注情報の提供についての 3 点について説明する。

⑤ 建政部より

重松課長が資料により、品確法と建設業法・入契方の一体的改正について、業種区分の新設について、解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置等について、公共工事からの暴力団排除の推進について説明する。また、社会保険加入状況調査結果の報告、建設キャリアアップシステムの概要、当該システムを来年度から施行することを説明する。

(4) まとめ

麓部長が女性や若手などを含めた担い手の確保、工期や協議についての要望に係ることなどの意見交換を行ったが、全国的な制度に係るものについては、本省に伝えること、整備局の運用で対応できるものについては、真摯に対応していきたい。宮崎県版地域のまち医者プロジェクトは大変素晴らしいものだと感じた。建政部では、「熊本復興まちづくり、住まいづくり支援チーム」を作ったこと説明し、災害対応については、協会と連携して取り組んでいきたいとまとめの挨拶を述べる。

午後 3 時 50 分意見交換会を終了した。

4. 宮崎県建設業協会青年部連合会平成28年度通常総会を開催

平成28年度の通常総会は6月15日（水）午後1時50分からMRTmicc3階「エメラルドホール」において、11支部協会青年部の正・副部長以下50名が出席し、開催された。

川越部会長の議事進行のもと、次の3議案について審議が諮られた。

第1号議案 平成27年度事業報告及び収支決算並びに剰余金処分（案）について

第2号議案 平成28年度事業計画（案）、収支予算（案）について

第3号議案 任期満了に伴う役員の選任（案）について

3議案についていずれも原案通り承認可決された。

なお、本総会で選任された役員の皆様方は下記のとおりである。



川越部会長挨拶



通常総会



新正・副部会長
(左から畦田、坂口、谷口：敬称省略)

平成28・29年度宮崎県建設業協会青年部連合会役員名簿

役員種別	地区	氏 名	商号又は名称	役員種別	地区	氏 名	商号又は名称
部 会 長	宮 崎	坂 口 浩	(株) 坂 口 組	理 事	小 林	齋 藤 勲	(有) 齋 藤 建 設
副部会長	串 間	谷 口 大 海	(株) 谷 口 組	〃	〃	竹 下 裕 二	(有) 竹 下 建 設
〃	延 岡	畦 田 勝 典	可 愛 工 業 (株)	〃	〃	吉 元 直 樹	(株) 吉 元 組
常任理事	都 城	堀之内 秀一郎	大 淀 開 発 (株)	〃	東 諸	溝 口 雅 之	溝 口 建 設 (株)
〃	東 諸	寺 田 武 志	(株) 寺 田 建 設	〃	西 都	荒 川 清 志	(株) 荒 川 建 設
〃	西 都	橋 本 吉 朗	(株) 橋 本 組	〃	〃	中 野 拓 哉	(有) 中 野
〃	高 鍋	大 山 芳 史	(株) 増 田 工 務 店	〃	高 鍋	黒 木 啓 雄	(株) 桑 原 建 設
〃	日 向	奈 須 健 時	(株) 三 矢 建 設	〃	〃	横 田 晋 作	(株) 横 田 工 業
〃	高千穂	竹 尾 英 樹	(株) 竹 尾 組	〃	〃	河 野 幸 治	(株) 河 北
監 事	日 南	小 野 公 稔	小 野 建 設 (株)	〃	日 向	岩 本 倫 尚	(資) 七 組
〃	小 林	木 場 亮	(株) 木 場 土 建	〃	〃	坂 本 浩 一	(株) 北 部 産 業 開 発
相 談 役	宮 崎	川 越 昌 一 郎	(株) ダイニチ 開 発	〃	延 岡	松 下 寿 史	豊 松 建 設 (株)
常任理事相談役計			12 名	〃	〃	湯 川 守 人	湯 川 建 設 (株)
理 事	宮 崎	児 玉 昌 也	(有) 児 玉 工 業	〃	高千穂	飯 干 健 一	飯 干 工 業 (株)
〃	日 南	浜 田 雄 一 郎	浜 田 建 設 (株)	〃	〃	田 崎 学	(有) 光 栄 建 設
〃	〃	長 松 紘 士	(株) 谷 口 重 機 建 設	〃	〃	甲 斐 崇 之	(株) 矢 野 興 業
〃	串 間	河 野 義 範	松 浦 建 設 (株)	理 事 計			23 名
〃	〃	畑 山 幸 希	(有) 大 成 建 設	○常任理事：各地区青年部 部 長 ○理 事：各地区青年部 副部長 ○相 談 役：青年部連合会 前部会長			
〃	都 城	田 中 克 典	(株) 田 中 組				
〃	〃	櫻 木 博 文	(株) 桜 木 組				

5. 平成28年度優秀施工者宮崎県知事表彰 県知事より表彰される

去る6月3日（金）、「県庁知事室」において技術・技能が優秀な者を表彰する『平成28年度優秀施工者県知事表彰』が行われ、宮崎県建設業協会会員4名（本会推薦4名、県建産連推薦1名）に対して、河野俊嗣知事より表彰状並びに記念品が贈呈された。

表彰式では、知事より、「建設産業は後継者の人材確保が大きな課題であるが、培った技術・技能を次の世代に継承することが大切であり、各分野の第一線で活躍されている皆様の高い技術や技能が評価されたことに対し、心より敬意を表する。」と祝辞を述べた。

「優秀施工者宮崎県知事表彰」は、建設現場に直接従事する者のうち、技術、技能、人格等に優れた人を対象に、その社会的評価、地位の向上を図るとともに、建設業のイメージアップ、若年者の入職促進等建設業の構造改善に寄与することを目的として、平成5年から表彰を実施しているものである。

受賞者（敬称略）は右記のとおり。

氏 名	会 社 名
精 松 淳 一	原 工 業 (株)
金 子 正 和	(株) 金 子 建 設
松 尾 和 明	河 野 建 設 (株)
前 田 一 男	(株) 山 崎 産 業
上米良 広 敏	(有) 宮 崎 園 芸

28年度優秀施工者宮崎県知事表彰 受賞式



全体写真



精松淳一氏



金子正和氏



松尾和明氏



前田一男氏



上米良広敏氏

雇用改善コーナー

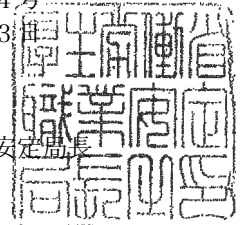
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱等について

職発 0113 第 4 号

平成 28 年 1 月 13 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「卒業予定者」という。）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既にご承知のとおり、一般社団法人日本経済団体連合会は平成 27 年 12 月 7 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）を改定し、大学等（就職問題懇談会）においても翌 8 日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）を改定しました。これにより、広報活動は平成 27 年度と同時期の卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 28 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について御配慮をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 公共職業安定機関における取扱い

従前より公共職業安定機関においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行ってきたところであり、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成 28 年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成 28 年度の大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成 28 年 6 月 1 日以降に展示・公開する。

なお、平成 28 年 6 月 1 日より前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人 情報、ガイドブック等の発行は、平成 28 年 6 月 1 日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人票等の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 28 年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- ② 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ③ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 新規学卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること

雇用改善

2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

27 文科初第 1763 号

職発 0330 第 6 号

平成 28 年 3 月 30 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親 次 郎

厚生労働省職業安定局長

生 田 正 芳

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 27 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 28 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 29 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 29 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 28 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 28 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 28 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 28 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。
 - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (イ) 安定所における求人申込みの受理は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
 - (ロ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。
 - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (イ) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
 - (ロ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 28 年 7 月 1 日から開始するものとする。
 - (ハ) 学校における求人申込みの受理は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 28 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 29 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 28 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
- また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

雇用改善

3. 公正な募集・採用のため 自社の採用基準や選考方法を確認しましょう

- ・募集・採用時に、本籍や家族のことを聞いていませんか？
- ・障害を理由に、障害者を排除したり、不利な条件を付したりしていませんか？

公正な募集・採用を行うために、従業員を採用するときは、職務遂行上必要な適性や能力だけを採用基準にしましょう。

適性や能力と関係のない下の表のような事項を求職者にたずねたり、採用選考に取り入れたりすることは、就職差別につながる恐れがあります。

就職差別につながらないよう、自社の採用基準や選考方法を確認しましょう。

◆公正な募集・採用のために、下の表の14事項に配慮しましょう。

就職差別につながる恐れがある14事項	
本人に責任のない事項	① 本籍・出生地 ② 家族 ③ 住宅状況 ④ 生活環境・家庭環境
本来自由であるべき事項 (思想信条に関わること)	⑤ 宗教 ⑥ 支持政党 ⑦ 人生観・生活信条など ⑧ 尊敬する人物 ⑨ 思想 ⑩ 労働組合・学生運動などの社会運動 ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書など
採用選考の方法	⑫ 身元調査など ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書 (様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類の使用 ⑭ 合理的・客観的に必要性のない健康診断

※採用選考時に家族のことを尋ねるケースが大変多く見受けられるので注意しましょう。

※エントリーシートを使用する場合も、就職差別につながる恐れのある項目を設けないようにしましょう。

◆平成28年4月1日から募集・採用時における障害者差別の禁止と、合理的配慮の提供が義務となります。

- ▶募集・採用など雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。
＜禁止されている募集・採用事例＞

- ① 単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ② 業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること
- ③ 採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること など

※積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うことは、障害者であることを理由とする差別に該当しません。
また、事業主と障害者の相互理解の観点から、事業主は、応募しようとする障害者から求人内容について問合せなどがあった場合には、その求人内容について説明することが重要です。

- ▶障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて合理的配慮の提供が求められます。

募集・採用時における合理的配慮とは、障害のない方との均等な機会の確保の観点から、支障となっている事情を改善する措置です。具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と話し合った上で決めていただく必要があります。

※ 障害者差別禁止・合理的配慮に関する各種資料は、以下のURL（厚生労働省HP）をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seikakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html

改正障害者雇用促進法

検索

技士会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

平成 28 年度の監理技術者講習は、下記のとおり、あと 2 回計画しております。講習の有効期間は講習修了日から 5 か年となっております。有効期間を勘案して、都合のいい日を選んで受講してください。

日 程	場 所
平成 28 年 8 月 10 日 (水)	宮 崎 県 建 設 会 館
平成 28 年 11 月 15 日 (火)	

※ 受講申込みは、講習実施日にかかわらず、随時受け付けます。

※ お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

監理技術者とは、

.....
 ・ 発注者から直接、工事を請負い、そのうち、総額 4,000 万円以上を下請け契約し
 ・ て工事を施工する場合 (土木) は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

2016 年 6 月 1 日以降、「監理技術者資格者証」と「講習修了証」が一枚に統合されます。講習を受講される方で、資格者証をお持ちの方は、講習当日持参してください。

詳細については、国土交通省ホームページ「監理技術者資格者証と講習修了証の統合について」で検索出来ます。

2. 平成 28 年度土木施工管理技術検定試験 1 級実地試験 受験準備講習会の開催ご案内

7 月 3 日に実施された 1 級土木施工管理技術検定試験の学科試験の結果は如何だったでしょうか。実地試験日は、10 月 2 日 (日) となっており、受験準備を急ぎましょう。

実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。学科試験に合格された皆さんは資格取得目指し、頑張ってください。昨年、学科試験のみに合格されている方も今年の実地試験を受験する資格があります。

1 級 実地講習 (4 日間を 2 回に分けて開催)	
日 時	平成 28 年 8 月 31 日 (水) ～ 9 月 1 日 (木)
	平成 28 年 9 月 8 日 (木) ～ 9 月 9 日 (金)
受講金額	会員 : 25,000 円 ・ 非会員 : 29,000 円 (テキスト代は別)
場 所	宮崎県建設会館 (宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号)
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 (0985-31-4696)

3. 「JCM特別セミナー」のお知らせ (CPDS認定講習7ユニット)

今年も「JCM 特別セミナー」を開催します。講師は、ハタコンサルタント(株)の降旗達生氏で、今回のテーマは「工事成績評定点アップ」で少人数による演習形式となっております。申込みは全国技士会連合会(JCM)のホームページのJCMセミナー(演習タイプの講習会)から行うことができます。

- ※ グループに分かれて行う少人数演習タイプです。
- ※ 工事成績評定点の高い工事現場と現場管理者を約100件調査取材して見えてきた7つの共通点について、本セミナーでは学びます。
- ※ 本講習会の受講で7ユニット(学習履歴)を取得できます。

日時・場所	講習名	定員	講師
8月24日(水) 9:30～17:00 宮崎県建設会館	工事成績評定点アップ	48名	ハタコンサルタント 講師

受講料 (テキスト代込)	宮崎県土木施工管理技士会 会員及び賛助会員	一般(非技士会課員)
	5,000円	20,000円

お申込み方法 全国土木施工管理技士会連合会ホームページ からお申し込み下さい。



昨年の講習会

建退共

1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（現場シール）について

建退共の『現場標識（シール）』（黄色い台紙、裏面はノリ付き）は、工事現場が建退共制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示すため、現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲示してください。

特に、公共工事を受注した場合は、工事施工体制の検査等の際に現場標識（シール）の掲示の有無を確認されます。建退共制度の加入促進、周知徹底を図るためでもありますので、必ず掲示していただくようお願いいたします。

現場標識（シール）は、各地区の建設業協会（宮崎地区は除く。日南地区、串間市は会員のみ。）、又は建退共宮崎県支部において、無料で配布しておりますので、必要枚数を申し出てください。

「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）見本

※ サイズがA 3とA 4の2種類あります。

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

工 事 名

事 業 所 名

発 注 者 名

契約者番号

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館3階 ☎ 0985(20)8867

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
前月末計	2,783	48,999
加 入	1	89
脱 退	5	141
当月末計	2,779	48,947

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
前 月 分 ま で の 累 計	428,059	48,391	29,680,075,594	前々月分 ま で の 累 計	115,417,409
当月分	732	113	83,555,877	前月分	42,173
総 累 計	428,791	48,504	29,763,631,471	総 累 計	115,459,582
(当年度累計)	1,521	232	192,421,316	(当年度累計)	42,173

建災防

1. 建設労働者確保育成助成金のお知らせ

建災防宮崎県支部が開催する次の講習を従業員が受けた場合、1人につき1日8,000円と経費（受講料などの80%）が支給されます。

- ・足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ・コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習

- ・車両系建設機械（整地・掘削等）運転技能講習
- ・高所作業車運転技能講習
- ・車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- ・不整地運搬車運転技能講習

- ・小型車両系建設機械の特別教育
- ・ローラ運転の特別教育
- ・低圧電気取扱い業務の特別教育
- ・足場の組立て等の業務に係る特別教育

【受給の要件】

- ① 資本金若しくは出資金額が3億円以下、または、常用労働者数が300人以下の建設業で、労働保険の雇用保険に加入していること。
- ② ①の事業所の雇用保険料率が、 $14 / 1000$ であること。
- ③ ①、②に該当する事業所の労働者で、雇用保険被保険者が受講し、かつ、受講当日の賃金が支払われていること。

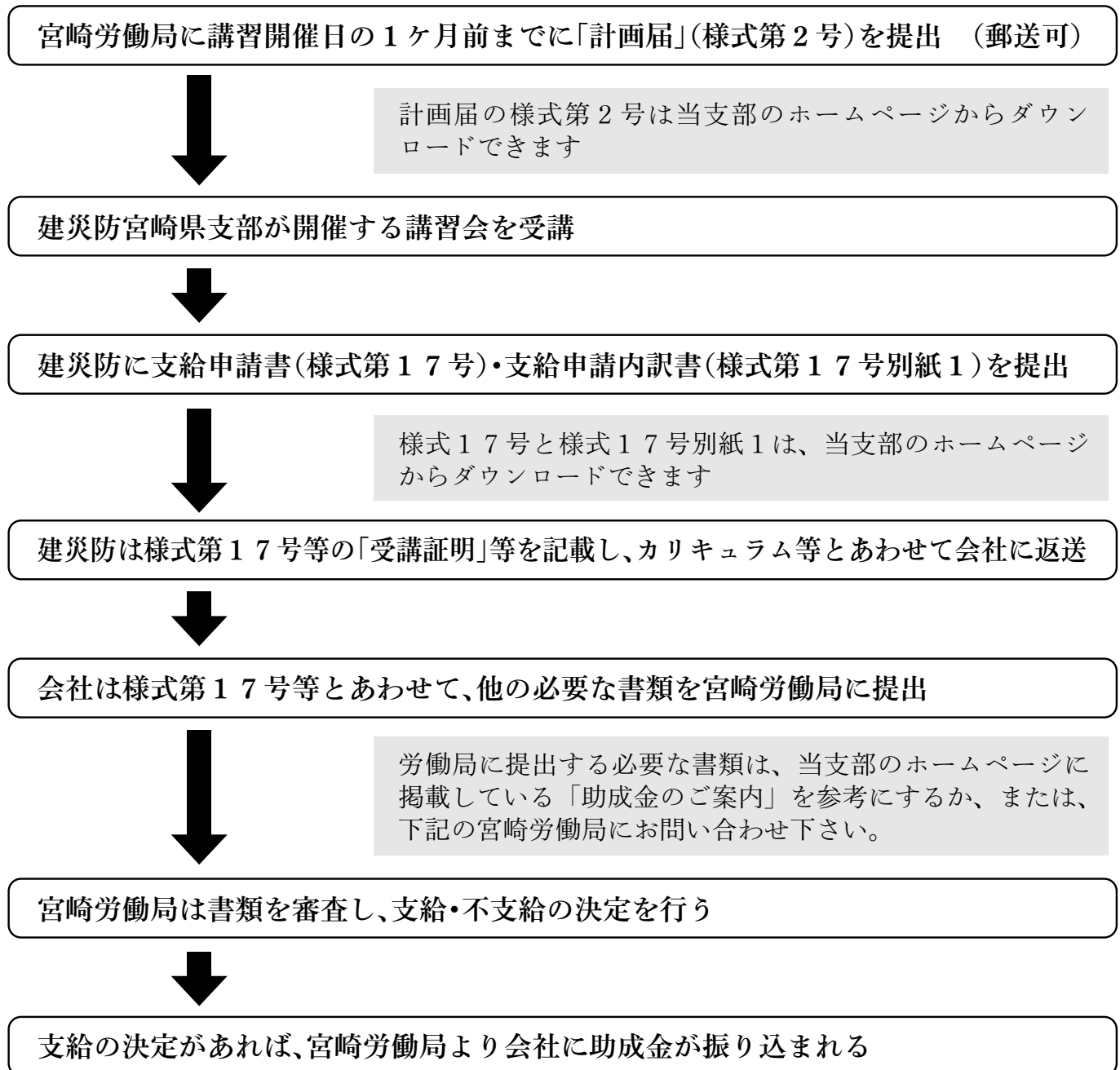
※ 上記の要件（①～③）を全て満たす場合が対象となりますが、その他の要件等により、助成の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

（ご不明の点がありましたら、宮崎労働局職業安定部にお問い合わせ下さい。）

（問い合わせ先・申請書類提出先）

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 合同庁舎内
宮崎労働局 職業安定部 TEL 0985（38）8824

建設労働者確保育成助成金の手続きの流れ図



〔 注意点 〕

- (1) 助成金は講習会終了後2ヶ月以内に申請しないと支給されません。
- (2) 支給・不支給の審査と決定、助成金の支払いは、宮崎労働局が行います。建災防は受講証明等を行うのみです。

建災防

2. 第53回全国建設業労働災害防止大会について

第53回全国建設業労働災害防止大会が、9月29日（木）、30日（金）に名古屋市で開催されます。多くの会員事業場に参加いただいて、安全意識の向上と安全衛生管理ノウハウの共有を図る機会にさせていただきようご案内いたします。

なお、大会参加券（7,500円）の購入につきましては、8月31日までに当支部に申込みいただくようお願いいたします。



建設業の安全衛生についてともに考え学ぶ2日間

第53回
全国建設業労働災害防止大会

開催日 平成28年**9月29日(木)・30日(金)** 会場 **名古屋国際会議場** [名古屋市熱田区熱田西町1-1]

参加券 **7,500円** 申込先 最寄りの建設業労働災害防止協会都道府県支部・本部業務部

総合集会(初日)

13時15分～16時30分(開場10時30分)

- 安全衛生功労者の表彰・顕彰
- 安全の誓い
- 厚生労働省講演
- アトラクション

講演
(仮題)
島耕作から見る日本の未来像
漫画家 弘兼 憲史

専門部会(2日目)

8時50分～16時30分(開場8時30分)

- 建築部会
- 土木部会
- 安全衛生教育部会
- 住宅部会
- コスモス部会

●安全衛生相談コーナー

講演
ストレス社会をのり切る
日本医科大学・特任教授 海原 純子

安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会

両日同時開催

- 安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会
- 建災防図書等販売コーナー

(初日) 10時30分～17時00分
(2日目) 9時00分～16時00分

主催……建設業労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会愛知県支部
開催主協力支部……建設業労働災害防止協会富山県支部、石川支部、福井県支部、岐阜県支部、静岡県支部、三重県支部

お問い合わせ▶建設業労働災害防止協会 本部業務部 TEL: 03-3453-8201 URL: <http://www.kensaibou.or.jp/>

火薬協会

1. 平成27年度産業火薬類の消費中事故原因について

～公益社団法人全国火薬類保安協会平成27年度火薬類事故防止対策事業報告書から～

No.	事故の概要	推 定 原 因
1	坑口より約 15m の位置で盤下げ発破を行っており、装薬が完了した時点で、発破責任者は目視により坑内見張人（監視員）が他の作業員 2 名の通行を止めているのを確認した。これより、発破責任者は、坑内見張人に「先に打つよ」と肉声で伝えたが、坑内見張人は「先に通すよ」と聞き違い、作業員 2 名を坑口に向かわせたところ、発破責任者が点火したため、通行中であつた作業員 2 名が負傷した。	① 発破時の連絡方法が不適切であつたために、発破指揮者の指示内容が坑内見張人（監視員）に明確に伝わらなかつた。（作業手順書では、拡声器で合図することになっていた。） ② 点火前の最終退避確認が不十分、サイレンによる合図等手順書を遵守していなかつた。そのため、作業場全体で安全意識が低下していた。
2	採石場のベンチ発破で、被災者は発破場所から約 190 m 離れた退避場所内で点火 5 分前のサイレンを鳴らした後、鋼製受水槽の陰に退避していた。しかし、起砕状況を見るために退避場所を離れたところ、飛石が腰部に直撃して負傷した。また、退避場所近くに退避停車していた建設機械にも飛石が当たり、ドアが変形しガラスが破損した。	① 事故の直接原因は、被災者が退避場所を離れたことにある。何故、被災者が起砕状況を見る必要があつたのかという疑問も残るが、飛石に対する安全意識が不足していたと考えられる。また、退避場所がベンチの正面方向であり、鋼製受水槽の陰ということにも問題があるのではないかと考えられる。 ② 間接的な原因は、当該事業所のベンチカット発破規格では、最小抵抗線を 2.5 m としていたが、当日の発破では 2 m でせん孔してしまつた。節理の発達した玄武岩であり、せん孔角度の誤差や密装填となつた部分があつたであろうことも推測され、過装薬となつて岩石が投げ出された部分があつたのではないかと考えられる。
3	高台移転工事、進入路造成のため、せん孔長 6.5 m × 50 孔の盤下げ発破を行った。50 孔のうちの 1 孔から飛石が発生し、100 m 離れた民家の屋根に当り、瓦 2 枚を破損した。発破防護は民家側に防爆シート（4 m × 6 m 7 kg）4 枚を敷設していた。	① 岩質が均一でなく弱部が見られるため部分的に過装薬になつた。 ② 前回の発破により地山が緩んだ箇所があつた。 ③ 込め物がしっかり詰まっていなかつた。 ④ 保安物件が近いにも関わらず、ピット径（102mm）が大き過ぎた。 ⑤ 段発電気雷管による発破手順を民家側からとしたため、自由面が民家に向いてしまつた。 ⑥ 防護方法が適正でなかつた。
4	碎石のため岩盤に 6 か所、装薬孔に装填しベンチ発破を掛けたところ、通常最小抵抗線部分の自由面全面が緩慢に崩落するはずが、1 か所だけ爆薬の装填箇所前面の岩石が飛散し、約 400 m 離れた隣接する事業所の車両及び作業場の屋根を破損した。	① 当事業所はベンチ発破を採用しているが、せん孔作業の段階で切羽の確認をしたところ切羽全体が同一の斑岩で形成されていると判断して、通常の発破設計を立てて発破を実施している。（せん孔作業者は、ベンチ底部が軟弱であつた事を把握出来ていなかつた。） ② 実際には、切羽の底部分に堆積岩があり、斑岩とは節理があつた。この部分が軟弱であつたために、孔尻・装薬部分の爆発エネルギーが、過大に作用して発破時に吹き出し飛石が生じたと推定される。

5	岩石採取のため発破作業中、発破位置から200 m離れたホイールローダの運転席に乗っていた作業員が、飛石（約6 kg）により指を切断した。	① 孔曲り、窪み等により、最小抵抗線が小さいことに気が付かなかったと推定される。さらに、亀裂、脆弱部が存在していたことも考えられる。 ② 消費許可申請では古シート、古畳等による飛石防護の措置を講じるようになっていたが、防護措置をしていなかった。 ③ 負傷者が、社内ルールを守らず所定の位置まで退避していなかった。また重機の陰に隠れないで運転席に座ったままであった。 ④ 発破の際、警戒人と発破係とは、相互に退避状況を確認することになっていたが、負傷者は、所定の位置まで退避していないにも関わらず退避完了の連絡をしていた。なお、警戒人と発破係は発破場所を挟んで反対方向に退避していたため、無線による確認のみだった。 ⑤ 保安教育が不十分であった。
---	---	---

2. 火薬類関連事業所に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について、宮崎県消防保安課から火薬関連事業者に対し、次のとおり依頼がありましたので適切な対応をお願いします。

- (1) 豪雨などの風水害に起因した土堤等の事業所施設の破損については、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- (2) 落雷に備え、避雷針の機能が維持されていることを確認すること。確認の結果、機能が低下若しくは喪失している場合は、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- (3) 高温や多湿により、火薬の安定性が損なわれることがないように、保管されている火薬類の「製造時期」「性状」などの状況をよく把握すること。
- (4) 万一、事業所等が被災した場合には、被害の拡大を最小すべく努めるとともに、速やかに警察署等に連絡を行うこと。

3. 講習会の日程について

保安手帳・従事者手帳の受講期限日を確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。今年後半の講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
8月 4日	木	高千穂町	高千穂建設会館	13:00～17:00
8月25日	木	日南市	日南建設会館	
9月15日	木	延岡市	延岡建設会館	
10月27日	木	日向市	日向建設会館	
11月17日	木	西都市	西都建設会館	
12月15日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12月15日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
平成28年度	231	44.4%	11,311	81.7%	464	35.7%	22,012	71.0%
平成27年度	160	▲38.0%	6,223	▲34.6%	342	▲36.0%	12,871	▲49.7%
平成26年度	258	▲30.3%	9,522	▲56.9%	534	▲14.1%	25,572	▲29.4%

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

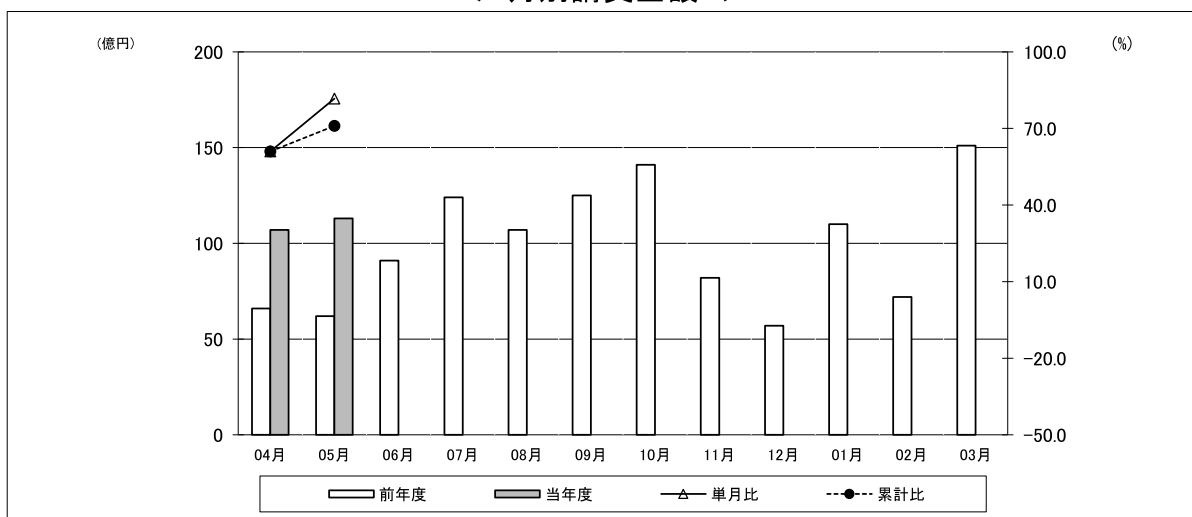
発注者区分	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
国	40	90.5%	5,568	104.8%	53	89.3%	7,092	118.8%
独立行政法人等	2	100.0%	1,068	36.1%	6	500.0%	1,468	29.8%
県	50	35.1%	1,186	17.7%	174	28.9%	5,175	22.3%
市町村	137	38.4%	3,328	116.2%	228	31.0%	7,857	105.1%
その他	2	0.0%	159	▲7.4%	3	▲25.0%	419	▲4.1%
計	231	44.4%	11,311	81.7%	464	35.7%	22,012	71.0%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

地 区	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	47	62.1%	4,654	209.1%	89	34.8%	6,976	107.2%
日 南	14	75.0%	1,414	555.5%	25	38.9%	1,604	308.0%
串 間	17	183.3%	133	▲17.5%	23	35.3%	229	4.9%
都 城	35	169.2%	1,716	120.3%	61	96.8%	3,672	52.8%
小 林	26	18.2%	1,135	128.2%	49	8.9%	2,059	173.4%
高 岡	9	50.0%	527	297.8%	17	88.9%	901	461.3%
西 都	11	▲38.9%	159	▲79.2%	37	19.4%	933	▲41.6%
高 鍋	15	114.3%	377	29.8%	24	60.0%	546	29.3%
日 向	24	14.3%	701	15.9%	78	73.3%	2,869	160.9%
延 岡	8	▲57.9%	209	▲70.8%	23	▲45.2%	1,670	19.2%
西臼杵	25	127.3%	279	▲49.1%	38	65.2%	548	▲48.0%
計	231	44.4%	11,311	81.7%	464	35.7%	22,012	71.0%

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**27年度より、宮崎県をはじめ県内全ての市町村で
中間前払金をご利用いただけるようになりました。
ぜひご利用ください！**

工事代金の2割が、当初の前払金に加えて受け取れる制度です。

⇒前払金は最大で工事代金の**6割に！**

POINT！

中間前払金 1000 万円なら、
保証料は 6500 円
⇒金融機関の利息よりも
はるかに安い！

＜中間前払金のメリット＞

- ① 現場をストップさせる必要なし！
- ② 全額現金で払出OK！
- ③ 保証料率は一律**0.065%**

手間なく

便利で

安い！

＜制度採用状況＞ 宮崎県、宮崎県内全市町村、国土交通省、農林水産省等
※対象条件は発注者によって異なります。詳細は当社までお問い合わせください。

＜請求可能要件＞ ■ 工期の2分の1を経過していること
■ 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が概ね行われていること
■ 当該工事で完了した作業にかかる経費が工事代金の2分の1以上であること

＜保証申込時に必要な書類＞ ① 保証申込書 ② 使途内訳明細書 ③ 認定調書（通知書）の写し

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店 TEL 0985-24-5656/FAX 0985-20-1167
ホームページ <http://www.wjcs.net/chukan/index.html>

平成28年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成28年5月末現在）

（単位：件、百万円）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
宮崎県	18	50.0%	1,065	288.8%
宮崎市	4	0.0%	125	111.4%
延岡市	2	<	135	<
日之影町	1	<	39	<
椎葉村	1	<	6	<
宮崎大学	1	<	378	<
計	27	50.0%	1,750	291.5%

建設業福祉共済団からのお知らせ

育英奨学金前期分25,242,000円、208名に給付!!

《前期分208名に給付》

共済団は6月24日、平成28年度の育英奨学金の前期分（平成28年4月～9月まで）として要保育児9名、小学生52名、中学生37名、高校生67名、大学生等43名の計208名に対し25,242,000円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は7,772人、累計給付額は14億4,654万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

・要保育児……月額	12,000円	年額	144,000円
・小学生……月額	12,000円	年額	144,000円
・中学生……月額	16,000円	年額	192,000円
・高校生……月額	18,000円	年額	216,000円
・大学生等……月額	39,000円	年額	468,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(公財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

平成28年4月より、
労働安全衛生推進事業
スタート! 詳しくはHPへ。

公益財団の 建設共済保険

法定外労災補償制度

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

事業主のみなさん、この機会に「大きな安心」にお入りください。

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

〔育英奨学事業〕

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供
に対して、要保育期間および小学校から大学までの
在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは **Tel.03-3591-8451**

建設共済保険

検索

<http://www.kyousaidan.or.jp/>